

氷川町告示第35号

氷川農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、本町の住民に限り同法第13条第4項において準用する第11条第2項の規定に基づき、次により意見を提出することができる。

なお、同法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年5月7日の翌日から起算して、15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和8年4月7日

氷川町長 藤本 一 臣



1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 令和8年4月8日
至 令和8年5月7日

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

氷川町農業振興課

3 意見の提出について

- (1) 意見書の提出先 氷川町農業振興課
〒869-4814 八代郡氷川町島地 642
- (2) 意見書の提出方法
直接持参するか郵送若しくはファックス（0965-52-3939）にて提出すること。
- (3) 意見書の提出期限
令和8年5月7日（縦覧期間満了の日）
- (4) 意見書の提出に当たっての注意事項
住所、氏名、電話番号及び計画案への意見を明記すること。

4 異議申出について

- (1) 異議申出の申出先 氷川町農業振興課
- (2) 異議申出の提出方法
直接持参するか郵送若しくはファックス（0965-52-3939）にて提出すること。
異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。
 - ア 異議申出人の氏名及び名称・代表者名並びに住所
 - イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案
 - ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称・代表者名並びに住所
 - エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

- オ 異議申出の趣旨及び理由
 - カ 町の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
 - キ 異議申出の年月日
- (3) 異議の申出期限
令和8年5月22日
(令和8年5月7日(縦覧期間満了の日)の翌日から起算して15日目)
- (4) 異議申出の提出に当たっての注意事項
計画案への異議を明記すること。